

平成29年9月第13回互理町議会定例会会議録（第1号）

○ 平成29年9月1日第13回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

1 番 鈴木 高行 2 番 渡 邊 重 益

3 番 小 野 一 雄 4 番 佐 藤 邦 彦

5 番 小 野 典 子 6 番 高 野 進

7 番 安 藤 美重子 8 番 渡 邊 健 一

9 番 高 野 孝 一 10番 佐 藤 正 司

12番 大 槻 和 弘 13番 百 井 いと子

14番 鈴 木 邦 昭 15番 木 村 満

16番 熊 田 芳 子 17番 佐 藤 ア ヤ

18番 佐 藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町長	齋藤 貞	副町長	三戸部 貞雄
総務課長	佐々木 人見	企画財政課長	佐藤 顕一
税務課長	菊地 和彦	町民生活課長	山田 勝徳
福祉課長	佐藤 育弘	こども未来課長	橋元 栄樹
健康推進課長	南條 守一	農林水産課長	菊池 広幸
商工観光課長	齋 義弘	都市建設課長	袴田 英美
施設管理課長	齋藤 輝彦	上下水道課長	川村 裕幸
会計管理者兼会計課長	大堀 俊之	教育課長	岩城 敏夫
教育次長兼学務課長	鈴木 邦彦	生涯学習課長	片岡 正春
農業委員会事務局長	西山 茂男	選挙管理委員会書記長	佐々木 人見
代表監査委員	澤井 俊一		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	渡辺 壮一	庶務班長	伊藤 和枝
主事	片岡 工		

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

議長諸報告

日程第3 所管事務調査の報告

日程第4 提出議案の説明

日程第5 請願第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める請願書の提出について

日程第6 請願第3号 宮城県国民健康保険運営方針に係る請願書

午前10時00分 開会

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより平成29年9月第13回亘理町議会定例会を開会いたします。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、12番 大槻和弘議員、13番 百井いと子議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（佐藤 實君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、別紙会期日程案のとおり、本日から9月19日までの19日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月19日までの19日間に決定いたしました。

議長諸報告

議長（佐藤 實君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

第2、町長提出議案についてであります。町長から、条例案5件、補正予算案5件、工事請負契約外14件、並びに平成28年度各種会計決算認定案11件の合計35件の議案が提出されております。

第3、一般質問についてであります。一般質問の通告を10名から受理しております。

第4、請願・陳情等についてであります。陳情1件を受理しております。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

第5、各常任委員長及び議会運営委員長から所管事務調査報告書が提出されております。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

第6、議員派遣の件について、会議規則第126条第1項ただし書きの規定により、お手元に配付のとおり、議長において決定しましたので報告いたします。

また、今期定例会前に派遣を決定しておりました議員から、お手元に配付のとおり議員派遣結果報告書7件が提出されておりますので、報告いたします。

第7、監査委員から例月出納検査、指定金融機関の監査及び随時監査結果報告書が提出されております。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

第8、閉会中の「議会及び議長の動向」について、別紙お手元に配付のとおり報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 所管事務調査の報告

議長（佐藤 實君） 日程第3、所管事務調査の報告の件を議題といたします。

まず初めに、総務常任委員長から報告願います。

委員長登壇。

〔総務常任委員長 鈴木 高行 君 登壇〕

総務常任委員長（鈴木高行君） 報告するに当たり、執行部の皆さん、議員の皆さん、我々総務委員会は行政視察のテーマをごみの減量化とデマンドタクシーの2点を設定したことから、3市1町の視察となって報告書が少々長くなりました。その点、時間を要することをご了承願います。

では、報告いたします。

平成29年8月21日

亙理町議会

議長 佐藤 實 殿

総務常任委員会
委員長 鈴木高行

所管事務調査報告書

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査したので報告いたします。

記

- 1 調査事項 「ごみ減量化の取り組みについて」
- 2 調査年月日
 - ①平成29年5月11日（木）～12日（金）
 - ②平成29年6月20日（火）
- 3 調査地
 - ①長野県上田市、飯山市
 - ②議会懇談会 相手先：亙理町公衆衛生組合連合会
- 4 出席委員 委員長 鈴木高行 副委員長 熊田芳子
委員 高野孝一 委員 佐藤アヤ 委員 木村 満
- 5 調査の目的

新しくなったごみ処理施設の負担軽減、延命化及び財政負担軽減のため、ごみの減量化は重要な課題であり、県全体でごみの減量化を推進している長野県の上田市、飯山市の取り組みを行政視察した。また、ごみ分別の指導的立場で活動されている亘理町公衆衛生組合連合会の皆さんと議会懇談会を開催した。

6 調査の概要

長野県は市町村と連携し、1人1日当たりのごみの排出量（一般廃棄物）800グラム以下を目指し、ごみの減量化に取り組んでいる。平成27年度は838グラムで、ごみ排出量少なさランキング全国1位になった。

上田市では、ごみ減量アドバイザーを委嘱し、地域においてごみ減量化の啓蒙活動をしている。委員は、自治会の推薦で33人を委嘱し、月額9,000円の報酬を支出している。任期は2年であるが、後継者選びに苦慮している。市の方針として、生ゴミの減量化、再資源化を重点課題に、堆肥化を目的に生ごみともみ殻灰等を混入したものでつくる段ボールコンポストの普及や、生ごみの水切りを推進している。また、処理済みの乾燥生ごみをJA店舗で買い物ができるポイントと交換できる「やさいまる」という事業や、小学校高学年児童を対象としリサイクル施設の見学を行う「こどもごみ探検隊」等を実施している。市では、子供がごみの分別を家庭で実践し、将来もその習慣の継続を見込まれることから、子供への分別・リサイクルの啓発は減量化に係る効果が高いと考えている。

飯山市では、廃棄物減量等推進審議会が設置され、分別収集計画、一般廃棄物処理実施計画も作成されている。ごみそのものを削減するためには、分別の精度向上を図ることが有効と考え、ごみがふえる時期に着目した取り組み（ごみ減量推進月間：ごみが増加する時期に備え、前倒しで削減を呼びかけ）、家庭ごみ組成調査、資源物日曜回収、住民説明会を実施している。上田市同様、生ごみをいかに減らすか、また資源物の分別がごみ減量のポイントと捉えており、いかにして市民に意識定着をさせるかが課題とのことであった。

最後に、長野県では全域で「残さず食べよう30・10運動」を推進していた。これは、宴会時に最初の30分間とお開き前の10分間、席につき料理等の食べ残しを減らす運動で、当町においても心がけたい取り組みであった。

7 委員会の所見

ごみ減量化の最も重要な部分は、いかに生ごみを出さないか、そして資源物の分

別である。町民一人一人の減量化に対する意識が大切であり、子供たちへの分別の啓蒙も有効と考えることから、本町においても町、教育委員会との連携やPRを含めた取り組み、住民説明会等を実施するなど、ごみの減量化事業を積極的に推進する必要がある。また、ごみ処理施設の負担軽減、延命化、そして財政負担をより少なくするため、町民の理解を得るごみ減量化対策を、広域処理地域で早急に講ずる必要がある

記

1 調査事項 「デマンドタクシーの取り組みについて」

2 調査年月日 平成29年7月13日（木）～14日（金）

3 調査地 埼玉県東松山市、寄居町

4 出席委員 委員長 鈴木高行 副委員長 熊田芳子

委員 高野孝一 委員 佐藤アヤ 委員 木村 満

5 調査の目的

当町においてデマンドタクシー導入検討が進む中、同事業の先進的な取り組みを行っている埼玉県東松山市と寄居町を視察した。

6 調査の概要

東松山市は、埼玉県中央部に位置する総面積65.35平方キロメートル、人口8万9,956人（平成29年4月1日現在）の東京都心から50キロ圏内の市である。

市内は、鉄道2駅、民間路線バス3社7路線の公共交通網があり、平成27年12月よりデマンドタクシーの運行を開始している。

平成19年当時、市内循環バスの利用低迷により、市民から運行見直しの声が上がった。平成25年8月、地域公共交通会議で路線の代替案としてデマンド交通による検討が決まり、翌年2月に、利用者にとってより利便性の高い非乗合型一般タクシーを用いたデマンドタクシーの実施を決定した。その後、平成26年10月から3カ月間、市内3分の1エリアの区間で乗降ポイントを定め、運賃体系500円で実証実験を実施したところ、利用者から好評で、地域公共交通会議において市内全域での運行が望ましいという結論に至った。

全域導入に当たり、運賃体系を500円、1,000円、1,500円の3段階に修正し、実証実験では対象を中学生からとしたが、利用が1回であったこと、また義務教育期間の子供が1人でタクシーを利用するのを疑問視する声もあったため、対象年

齢も16歳以上とし、平成27年12月から本格運行を開始した。

デマンドタクシーは、普通車型タクシー車両を使用し、年末年始を除く月曜日から土曜日、午前8時半から午後5時まで、乗降できる場所を市内474カ所の乗降ポイント及び市外3駅として運行しており、乗降ポイントは公共施設、病院、スーパー等、市内広範囲を網羅している。利用料金は、タクシーメーターを基本とし、2,000円未満は500円、2,000円以上3,000円未満は1,000円、3,000円以上は1,500円とする3段階の設定となっており、市内4社のタクシー会社が配車センターにオペレーターを常駐。利用者は直接タクシー会社に連絡するシステムである。メーター料金2,000円未満（デマンド料金500円区間）の利用が9割以上を占めている。

また、平成28年度末における総登録者数は1万5,382人で、制度スタート時登録者数1万1,523人から毎月300人ぐらいつつ増加している。年齢構成は60歳以上が71.9%と7割以上を占めており、人口の多い中心市街地の地区の登録者が45%と最も多い。

平成28年度の事業費は6,300万円で、財源については平成27年度に一部国の補助があったが、全て市の一般財源である。利用が多ければ、それだけ支出がふえることから、支出がふえ続けることに対して心配する声もあり、現在、地域公共交通会議で市内循環バスとあわせてデマンドタクシーについて事業の検証を進めており、今後、料金体系の細分化を含めた検討が必要であると考えている。

次に、寄居町は埼玉県北西部に位置する総面積64.25平方キロメートル、人口3万4,284人（平成29年4月1日現在）。

町内には、鉄道3線、路線バス3線（うち1線は近隣2市2町で合議体を結成し、代替バスの運行を民間会社に依頼し行っている）があるが、山林が多いこともあり、鉄道やバス路線だけではカバーし切れない交通不便地域が点在している。さらに、同地域における高齢者の居住地は面的に広く点在しているため、高齢者の日常的な移動を路線バスで支えることは困難なことから、町内を面的にカバーする新たな移動手段の提供による交通体系不便地域の解消を図る必要があり、その手段として、デマンドタクシーを導入した。平成24年11月にテスト運行を開始し、平成25年4月から本運行を行っている。

利用者に応じて他の人も乗り合って目的地に送迎するサービスで、寄居町では医療機関や大型ショッピングセンター、公共施設等が町内全域に広く点在しており、

行き先の需要もさまざまなことから、フルデマンドではなくセミデマンドを採用している。おおむねの出発時刻を決め、予約を集約して運行を行う。運行経路が決まっているわけではない。どちらかと言えば路線バスに近いサービスである。

町内タクシー会社に運行業務を委託し、セダン型2台、福祉車両1台の計3台で、年末年始を除く毎日午前8時から午後5時まで運行を行っているが、昨年から1台、稼働率の悪い日曜日とゴールデンウィークの運行を取りやめている。運行エリアは町内全域で、自宅から町内の公共施設や病院、商店などの共通乗降場（約350カ所）まで利用することができる。利用料金については1回300円（片道）、往復の場合は600円である。配車業務は、社会福祉協議会に委託しており、1日2名体制で予約を受け付けている。予約は、利用日の1週間前から当日の1時間前まで可能で、1人で利用できる件数は、1週間で片道1件として最大6件までである。利用するに当たっては、事前に利用の登録が必要で、現在、3,000人の町民が登録しており、60歳以上が全体の約7割で、最も多いのが70代、80代、そして圧倒的に女性が多い。利用者数は、平成28年度で1万5,296人、毎月1,200人から1,500人前後の安定した利用状況となっている。

東京大学が開発したシステムを利用し配車業務を行っており、オペレーターが利用日、行き先等をパソコンに入力するとシステムが瞬時に処理し、運行可能な最適な経路が画面に表示され、混乱はない。年間経費は約2,110万円（利用料金450万円差し引き、実際は1,655万円）、実際の運用に当たり、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金が交付されている。

利用率を高めることが収益率の改善につながることから、町は、今後重点的に乗合率の向上に努める。また、利用者が増加したことで、前日、当日の予約がとれないという苦情もあることから、計画的な利用の周知を図っていく。

7 委員会の所見

東松山市、寄居町の両市町とも、住民の声、要望等に応じてテスト運行、実証実験を経てデマンドタクシーを事業化し、高齢者や交通弱者の足を確保して住民福祉の向上を図っていた。本町においてデマンド交通システム化は長年の課題であり、デマンド型乗合タクシーの導入検討を進めているところであるが、地元タクシー会社の理解、協力は必要不可欠で、十分な協議を図られたい。また、今後地域公共交通会議において料金、乗降ポイントの設定など、さまざまな検討がなさ

れると考えるが、より多くの町民の生活に密着した必要な交通手段として、持続可能なシステムの構築を望む。

以上で報告を終わります。

議長（佐藤 實君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

次に、産業建設常任委員長から報告をお願いします。

委員長登壇。

〔産業建設常任委員長 渡邊 健一 君 登壇〕

産業建設常任委員長（渡邊健一君） 所管事務調査報告を行います。

平成29年 8 月24日

亘理町議会

議長 佐藤 實 殿

産業建設常任委員会

委員長 渡邊健一

所管事務調査報告書

本委員会は調査中の案件について、下記のとおり調査したので報告いたします。

記

1 調査事項 「観光振興ビジョン策定について」

「観光地域づくりについて」

2 調査年月日及び調査地

平成29年 5 月17日（水）滋賀県長浜市

平成29年 5 月19日（金）三重県鳥羽市

3 出席委員 委員長 渡邊 健一 副委員長 渡邊重益

委員 小野 一雄 委員 佐藤邦彦

委員 百井いと子 委員 鈴木邦昭

4 調査の目的

わたり温泉鳥の海の再開及び指定管理者制度に基づく施設の民間への運営委託開始と、本町の観光は1つの大きな節目を迎えている。その中で、観光客を呼び込

む体制づくりの一環として、観光振興ビジョンの策定と観光地域づくりは急務である。そのため、当委員会はそれぞれの先進地である滋賀県長浜市及び三重県鳥羽市を視察調査した。

5 調査の概要

(1) 滋賀県長浜市

滋賀県長浜市は、県の東北部に位置し、北は福井県、東は岐阜県に接している。天正年間に羽柴秀吉が「今浜」を長浜に改名し、小谷城下などの商人たちを集めて楽市である城下町をつくったのが現在の長浜の基礎になったと言われている。また、長浜市はラムサール条約登録湿地である琵琶湖、そこに流れ込む姉川、高時川、余呉川等に形成された湖北平野、水鳥が集う湖北風景等の美しい自然景観とすぐれた歴史遺産を有している。

長浜市では、平成20年に「長浜市観光イノベーション戦略」を策定し、「黒壁スクエア」を中心とした観光戦略を図ってきた。観光まちづくりの歴史は中心市街地の空洞化で、中心市街地から人が姿を消し始め、伝統的な人口集積地が衰退し、昭和58年、危機感を持った商工業者、市民によって長浜城再興が図られ、長浜城工事費10億3,700万のうち4億3,000万円が市民の寄附で再建された。これに合わせて長浜市では、景観整備や観光イベント創出に力を入れ、毎年秋に行われる長浜出世まつりでは、長浜火縄銃大会（昭和58年～）や長浜きもの大園遊会（昭和59年～）、長浜芸術版楽市楽座（昭和62年～）、その他さまざまな催しが行われ、観光客は昭和58年の159万人から10年後には267万人、平成27年には368万人を数えている。来客数の85%は近隣からで、リピーターが70%を占めている。数値目標を明確にした長浜観光イノベーション戦略を策定していた。日帰り型観光から滞在型観光へと転換を図っている。また、長浜市産業観光部観光課には、職員が13名配置されており、長浜市がいかに観光業に力を注いでいるか知ることができる。

(2) 三重県鳥羽市

鳥羽市は、三重県東端部の志摩半島北側に位置している。伊勢湾と太平洋に面した4つの有人離島と半島からなり、全域が伊勢志摩国立公園に指定されている。市街地の多くは海岸線の急峻な区域に分布し、美しい海と豊かな海岸資源を持つ風光明媚な観光地である。人口は昭和40年に3万人を超え、その後減少に転じ、平成29年3月1日では1万9,419人である。産業は、7割が観光業中心のサービス

業に従事しており、三重県では宿泊施設が最大で、関西からの日帰り客が多い。主要産業は漁業と観光で、海女さんは日本一多い。

国際的な滞在拠点を目指した「鳥羽うみ文化の継承と創造」を理念に掲げ、「鳥羽らしさ」を海、漁業、食、ふるさとの魅力から発信を行い、戦略プロジェクトはテーマ別、地域別に目標を設定していた。平成28年5月26日から27日に開催された先進国首脳会議伊勢志摩サミットを契機に、世界中が伊勢志摩を注目した。また、伊勢志摩鳥羽インバウンド協議会を平成15年4月設立、伊勢志摩サミットでは17カ国200人以上のジャーナリストが訪れた。SNS、ブログ、ホームページ、口コミサイト等を使って地域紹介の情報発信をしている。取材も受け入れし、コマーシャルも作成中である。

インバウンドの宿泊数目標は平成22年10万人、平成37年20万人の観光都市を目指している。

第二次鳥羽市観光基本計画は、平成28年から37年まで10カ年の計画を立てている。前期3カ年、中期3カ年、後期4カ年でアクションプログラムになっていた。

海の豊かな食、海の文化、美しい景観、外国人観光客に魅力を伝える鳥羽市発信など、計画・実行・確認・結果の要因を把握し、次に生かすような観光地域づくりをしていた。

6 委員会の所見

観光事業は、町の重要な産業である。町、歴史、文化、自然などの数多くの観光資源を活用することで、観光産業は生産性の高い産業にしていくことができることから、本町における観光の課題を明確にする必要があり、関係機関、団体と協議を重ね合意形成を図ることが大切である。

本町では、わたり温泉鳥の海が指定管理者制度の活用により、株式会社ホテル左勘が運営することになり、観光振興の起爆剤となることが期待されている。

観光地域づくりを進めるには、何よりも財源確保が重要であるため、観光にかかわる行政体制を強化し、観光振興ビジョンの策定を目指していくべきと考える。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

次に、教育福祉常任委員長から報告を願います。

委員長登壇。

〔教育福祉常任委員長 高野 進 君 登壇〕

教育福祉常任委員長（高野 進君） 教育福祉常任委員会から、所管事務調査を報告いたします。なお、報告は資料、議長諸報告（資料配付分）12ページに記載してありますので、それをごらんいただきながら、私のほうから報告をいたします。

平成29年 8 月21日

亙理町議会

議長 佐藤 實 殿

教育福祉常任委員会

委員長 高野 進

所管事務調査報告書

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査したので報告します。

記

1 調査事項 「生涯スポーツの推進について」

2 調査年月日及び調査地

（1）議会懇談会

平成29年 4 月24日（月）亙理町スポーツ推進委員協議会

・亙理町における生涯スポーツの現状と課題について

（2）先進地視察調査

①平成29年 5 月31日（水）和歌山県御坊市

・体力づくり環境の整備について

・総合型地域スポーツクラブの設立について

②平成29年 6 月 1 日（木）三重県熊野市

・スポーツ交流推進都市としての取り組み等について

・スポーツ合宿受け入れ体制の整備による交流人口拡大について

・“観光スポーツ交流課”設立について

・マリンスポーツの推進について

3 出席委員 （懇談会及び先進地視察調査）

委員長 高野 進 副委員長 小野典子
委員 安藤美重子 委員 佐藤正司
委員 大槻和弘

4 調査の目的

将来に向けて、亶理町の全ての人が健康で元気に暮らすために体力づくりを推進していくことが求められる。そのためには、意識の啓発と生涯スポーツを充実させることが必要であるとの観点から、3月21日に現状と課題について担当課の説明を受けた後に、「亶理町スポーツ推進委員協議会」と懇談会を行った。また、スポーツ交流や体力づくりを通して町の活性化を推進している先進地の取り組みを調査した。

5 調査の概要

(1) 議会懇談会

亶理町スポーツ推進委員は20名で活動し、平成28年度の実績では、町からの要請により町内各地で開催されるスポーツイベント等に62回派遣されている。特に最近は、多種多様なスポーツの需要があり、委員は研修を積み重ねながら指導に当たっている。そのほか、体育協会や体育振興会の行事にもかかわっている。

懇談会では、次の問題点が上げられた。

①近年は各種団体からの派遣要請が多く、世代も種目も多様化しているため、研修にも時間を費やしており、本来の役割（企画、運営、管理）まで手が回らない。

②町内には体育施設が多いが、公認施設がないので、子供たちに公式試合を見せて夢を与えることができない。

(2) 先進地視察調査

①和歌山県御坊市

御坊市は、和歌山県の北東部に位置し、面積43.91平方キロメートル、人口は2万4,106人である。

平成23年度からの第4次総合計画で課題となっている高齢化の進展（率28.9%）に対するアプローチとして、「週に1度はスポーツや体力づくりに取り組む」環境づくりを掲げ、健康の維持、増進を図るため各種事業を実施している。

市のスポーツ推進委員は16名。また、スポーツ関連団体は体育協会（26団体）、スポーツ少年団（22団体）、地区体育協会連合会（11地区）と総合型地域スポー

ツクラブ（2団体）がある。

その中で、総合型地域スポーツクラブ「御坊スポーツクラブ」は「日高サッカー協会」が「Jリーグ百年構想」に共感して設立。スポーツを核とした新たなコミュニティをつくり、これまでになかった交流を生み出している。現在は、小学生フットサル、太極拳、ヨガ、子ども囲碁の4つの事業を行っている。課題としては、講師と施設の確保のため日程調整が必要となる。また、県から多様な調査や報告を求められるため、知識や経験がなければ事務処理が困難となる。県内では、各自治体が事務支援を行っている。

市教育委員会生涯学習課には社会教育係しかないため、生涯スポーツに関する事業は体育協会に事業を委託し、さらに体育協会が加盟する団体に事業を再委託して大会や教室（27年度は11事業、参加者1,043名）を実施している。

また、教育委員会から地区体育協会連合会へ業務委託し、各地区体育協会主催のスポーツ大会や教室（27年度は26回）を開催することで、地域での交流の場をつくっている。

市スポーツ推進委員は環境づくりを担っており、競技性の高過ぎないニュースポーツの教室などを開いて任意団体設立まで審判や運営補助を行い、設立後は自立した活動ができるようになっている。

さらに、スポーツができる健康な体づくりに着目した「保健・栄養分野の取り組み」がスポーツ庁の平成28年度体力づくり優秀組織表彰を受賞。特に、市制50周年記念で作成した「ふるさと探訪マップ」は、食生活改善推進委員が中心となり、市内を実際に歩いて、その町並みや距離、時間を表記したウォーキングマップを作成し、運動が苦手な方でもできる健康づくりとして推奨しているなどが評価された。

②三重県熊野市

熊野市は、三重県の最南端に位置し、面積373平方キロメートル、人口1万7,469人で、世界遺産の「熊野古道」や棚田の「丸山千枚田」を初め、海、山、川の豊かな自然と長い歴史、多くの伝統文化に育まれたまちである。

昭和40年代にソフトボール全国大会を誘致したのをきっかけに、その後も数多くの大会やキャンプを開催し、スポーツ交流からスポーツ観光交流へと事業を推進している。特に、熊野ソフトボールキャンプには、国内外からトップレベルの講

師陣約50名が市に集結するため、全国から参加チームが集まり「スポーツ交流が盛んなまち」に発展した。

平成15年度からの第4次熊野市総合計画に「スポーツによる集客・交流の推進」を掲げ、平成17年に観光交流課にスポーツ交流係を新設し、名称を「観光スポーツ交流課」に変更した。

その後も、野球、ラグビー、ソフトテニス、柔道等多様な競技の大会を実施することで、さらにスポーツ交流の広がりが生まれているが、限られた予算の中、スポーツ交流人口増加を図るため、施設に頼らないアウトドアスポーツとして、市にある雄大な自然を生かしたマリンスポーツ、サイクルスポーツ、ボルダリングなどを推進し、大会誘致を実現している。

平成28年度のスポーツ集客の実績としては、宿泊数3万1,278泊、観光入込客数117万7,033人となっており、経済効果として1人当たりの消費額が約2万円となっている。平成29年度の目標宿泊数は5万人を掲げ、高速道路の延伸による交通事情の改善や、豊かな自然を生かした新たな誘客の取り組みを実施し、目標達成を目指している。

施設としては、ソフトボールや野球のメイン会場になる「くまのスタジアム」や多目的グラウンドがある「山崎運動公園」、ナイター完備の「熊野市総合グラウンド」、全国でも例のない温泉プールのある「熊野市紀和B&G海洋センター」のほか、約22キロメートルの玉砂利が続く七里浜海岸では、合宿時に足腰を鍛えるためランニングするチームが多い。

6 委員会の意見

国が勧めている総合型地域スポーツクラブの設立は、当町の現状では厳しいと考える。それ以前に、多様化するスポーツ需要には、時代の変化に対応した新たなスポーツ振興の考え方や仕組み、環境づくりが必須であると考えます。

各種スポーツ関連団体等が本来の役割を担う環境を整えるためにも、各種スポーツ教室では、ルールや審判などの指導も行い、スポーツ推進委員の派遣がなくとも、独自で活動できるよう育成することや、子供から高齢者まで幅広い世代を対象に、楽しみながら健康づくり、体力づくりを推進するとともに、その大切さを伝えることが必要である。

運動施設の充実やウォーキングマップ作成も、スポーツ人口の拡大に欠かせない。

当町の恵まれた自然を生かしたアウトドアスポーツの推進や、震災前から交流人口増加に欠かせない当町の海岸は、早急に整備し、マリンスポーツや海水浴の復活を望むものである。また、温暖な気候を活用すること。冬期間でも練習できるスポーツ施設など、総合運動場を年度計画で整備すること。また、わたり温泉島の海を核に合宿所など受け入れ体制を整備することで、スポーツを通じた交流人口の拡大が期待できると考える。

以上、報告を終わります。

議長（佐藤 實君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

次に、議会広報常任委員長から報告をお願いします。

委員長登壇。

〔広報常任委員長 佐藤 正司 君 登壇〕

広報常任委員長（佐藤正司君） 15ページ記載の紙面朗読をもって調査報告にかえさせていただきます。

平成29年8月15日

亘理町議会

議長 佐藤 實 殿

広報常任委員会
委員長 佐藤正司

所管事務調査報告書

本委員会は調査中の案件について下記のとおり調査したので報告いたします。

記

- 1 調査事項 「議会だよりの発行について」
- 2 調査年月日及び調査地

平成29年7月3日（月）埼玉県小川町議会

- 3 出席委員 委員長 佐藤正司 副委員長 佐藤邦彦
委員 大槻和弘 委員 小野典子
委員 木村 満 委員 渡邊重益

4 調査の目的

読みたくなる議会だよりの編集・発行の編集技術向上のため、先進的な取り組みをしている小川町議会を調査した。

5 調査の概要

小川町は、埼玉県のやや中央部に位置し、面積60.36平方キロメートルで人口3万923人、緑豊かな外秩父の山々に囲まれ、市街地中心の中央に槻川が流れ、町の歴史を誇る小川和紙や小川絹を初め、酒造などの伝統産業で古くから栄えた町である。

議会広報は第83号を数え、第79号の発行に合わせてリニューアルを行い、これまでの「かたい、難しい」といったイメージを払拭する契機にもなった。その結果、平成28年度全国コンクール「デザイン・編集部門」において奨励賞を受賞した。

リニューアル紙面のコンセプトは、20・30代の若者や子育て世代の主婦層を意識した読者開拓である。

住民参加型を編集方針の基本に捉え、町民の笑顔と一生懸命な姿をテーマとして、各委員がそれぞれの活動の中から町民からの意見などを持ち寄り、紙面に活用している。また、わかりやすい広報への工夫として、町民にわかりやすい身近にある平易な表現を心がけ、字体は高齢者や視覚の弱い方にも配慮した書体を使用し、写真については枚数をふやし、多くの町民、読者を登場させ、読んでもらえる身近な議会広報に努力している。

6 委員会の所見

小川町議会広報紙の取り組みは、編集方針が確立されており、目的に沿った取材が行われ、紙面に生かされている。それは、住民参加型というコンセプトである。

いかに手にとって読んでもらえる紙面とするのか。それは町民目線での広報紙を、待合室でも見てもらえる広報紙を目指しているという。そのために、新たな記事、企画立案に努力しているところである。また、春夏秋冬で配色を変え、季節感を感じさせる色合いにして、読者に興味を持たせていた。

今回の研修から、編集方針を作成し、目的を明確にすることの大切さを感じた。議会広報の目的は何であるのか。その手段としての広報紙をどう活用し、町民へ伝えていくのか。住民参加型の紙面づくりが大切である。町民の声を今後どのように聞いて、どう紙面に生かすかが重要であるために、印刷業者とも直接イメー

ジや意見を交換しながら、これからの課題を検討して改善に努めるとともに、町民に読んでもらえる議会だよりをつくっていかねばならないと痛感した。

以上、報告をいたします。

議長（佐藤 實君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

次に、議会運営委員長から報告を願います。

委員長登壇。

〔議会運営委員長 高野 孝一 君 登壇〕

議会運営委員長（高野孝一君） 最後に議会運営委員会からの報告をいたします。17ページからの紙面を読み上げまして報告といたします。

平成29年 8 月 28 日

亘理町議会

議長 佐藤 實 殿

議会運営委員会

委員長 高野孝一

所管事務調査報告書

本委員会は、調査中の案件について、下記のとおり調査したので報告いたします。

記

1 調査事項 「議会モニター制度について」

2 調査年月日及び調査地

平成29年 8 月 2 日（水）岩手県紫波町

平成29年 8 月 3 日（木）岩手県北上市

3 出席委員 委員長 高野孝一 副委員長 鈴木邦昭

委員 鈴木高行 委員 高野進 委員 渡邊健一

委員 佐藤正司 委員 熊田芳子

4 調査の目的

本町議会の資質向上を図るため、モニター制度を取り入れ、議会の活動状況等に

ついて広く町民から意見や感想、提言を求め、町民により開かれた議会、身近な議会とするために、既に議会モニター制度を導入し積極的に取り組んでいる岩手県紫波町と岩手県北上市を視察調査した。

5 調査の概要

(1) 岩手県紫波町

岩手県紫波町は北上平野の一角を占め、岩手県のほぼ中央、県都盛岡市と花巻市の中間に位置する町で、面積は239.03平方キロメートルであり、人口は2017年3月現在で3万3,314人、1万1,827世帯である。

紫波町議会の議員定数は18人、議会改革はいかに町民にわかりやすく、議会の中身を知らせるかということに重点を置き、実践している。

平成22年一般質問のネット中継に取り組み、通年議会も導入している。平成26年6月、議会モニターの設置、予算・決算審査のネット中継生放送など、その他多くの検討項目を設け進めている。

議会モニター制度については、議会基本条例に基づき、平成26年3月に紫波町議会モニターに関する規程を設け、モニターは現在、公募により男性6人、女性2人の8人、うち議長推薦が2人いる。任期は2年で再任は妨げない。モニターは無償で、意見交換の際には交通費相当額を支給している。

職務としては、議会の本会議、常任委員会、特別委員会及び議長のもとに設置される検討会等を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書により提出する。また、モニターから意見等が提出されたときは、議長は必要に応じ関係する会議に当該意見等を送付、当該会議において検討させるものとしている。検討の結果については、原則として当該意見を提出したモニターに通知する。

(2) 岩手県北上市

北上市は、岩手県の南西部にあり、面積は437.55平方キロメートル、人口は7月末で9万2,894人。

北上市議会の議員定数は26人で、モニター制度は平成25年度に議会改革推進会議で提案され、平成26年度から広聴広報特別委員会（現在は常任委員会）において、議会の運営に関する意見を広く聴取し、議会への市民参加の推進と市民にわかりやすい議会の実現のために必要であると結論に至り導入した。

モニターは現在、男性9人、女性9人の18人。任期は1年で再任は妨げない。謝

礼はなく、モニター会議出席者には交通費相当額を支給している。

また、モニター制度を施行するに当たり、議員全員の同意が得られなかったため、平成27年9月定例会において試験的に行った。そのときのモニター募集は、広聴広報委員が20人に声がけをし、モニター会議報告会を平成27年11月開催し、多くの意見が出された。

本格導入は本年6月議会からで、まだモニター会議報告会を開催していないが、傍聴者が41人と、これまでの平均より10人ふえている。

今後の課題は、モニターの出席率を高めるため、会議報告会の曜日時間帯の検討、またモニターの制度がスタートしたばかりであるが、いつまで開催するのかという意見も出ております。

6 委員会の意見

紫波町議会、北上市議会ともに、モニター制度導入に関し、一般質問に対してのモニターというのではなく、議会全般に対してのモニター導入であった。モニターからの意見をどのように整理し、反映していくかということに取り組んでいる様子がうかがえた。

本町議会でも、モニター制度導入を考えるならば、試験的に試行期間を設け、モニター規程を策定し、紫波町議会、北上市議会を参考に、開かれた議会を目指し議会改革に臨むべきと考える。

以上です。

議長（佐藤 實君） 委員長報告が終わりました。これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

以上で、所管事務調査の報告を終わります。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時10分とします。休憩。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 提出議案の説明

議長（佐藤 實君） 日程第4、提出議案の説明を求めます。

町長登壇。

〔町長 齋藤 貞君 登壇〕

町長（齋藤 貞君） 本日、第13回亶理町議会定例会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議賜りますのは、議案21件、報告3件及び認定11件であります。よろしくご審議方、お願い申し上げます。

それでは、各案件についてその概要をご説明申し上げます。

議案第68号「亶理町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例」につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会の委員の「公選制」が「議会の同意を要する市町村長による選任制」に改められ、委員の定数を地域の実情に応じて政令で定める基準に従い、条例で定める必要があること。また、農業委員会の委員とは別に現場活動を担うため「農地利用最適化推進委員」が新設され、その定数及び報酬に関して条例で定める必要があるため、亶理町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定、それに伴う関係条例の廃止及び亶理町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第69号「亶理町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、選挙に係る報酬の支払いについて地方自治法第203条の2の規定により、報酬及び費用弁償の額並びにその支払い方法を条例で定める必要があるため、亶理町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第70号「亶理町介護保険条例の一部を改正する条例」につきましては、介護保険法等の一部改正に伴い、被保険者等に関する調査について質問検査権が第2号被保険者の配偶者やその世帯員も含めることとなったことから、亶理町介護保険条例の一部を改正するものであります。

議案第71号「亶理町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、平成30年4月1日に

施行となる「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定等の事務の権限が都道府県から指定都市に移譲されることに伴い、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が一部改正となったため、亘理町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

議案第72号「亘理町手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、農地法の改正により農地台帳の内容を全国農業会議所が提供する「全国農地ナビ」において閲覧できるようになり、本町においても農地基本台帳情報の移行作業完了後、農地台帳の一部閲覧や農地台帳記録事項要約書の交付等を行うに当たり、関係手数料の追加が必要なため、亘理町手数料条例の一部を改正するものであります。

議案第73号「工事請負契約の締結について（平成29年度亘理町鳥の海陸上競技場・サッカー場人工芝生化工事）」につきましては、現在整備中であります鳥の海公園陸上競技場内におけるサッカー場人工芝生化工事になりますが、去る7月28日に入札を執行した工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第74号「工事請負契約の締結について（平成28年度公共ゾーン町道西郷東郷線道路改良工事（繰越）」につきましては、公共ゾーンにおける役場新庁舎及び保健福祉センター建設に伴う周辺道路の整備事業になりますが、去る8月4日に入札を執行した工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第75号「工事請負契約の締結について（平成29年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その3）工事）」から議案第78号「工事請負契約の締結について（平成29年度（復交）町道荒浜江下線道路改良（その3）工事）」までの4件の議案につきましても、去る8月4日に入札を執行したそれぞれの避難道路整備事業の工事請負契約締結に当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第79号「工事請負契約の締結について（平成29年度（復交）町道箱根田東線道路改良工事）」につきましても、去る8月4日に入札を執行した町道整備事業の工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づ

き議会の議決を求めるものであります。

議案第80号「工事請負契約の締結について（平成29年度互理第5－2号汚水枝線工事）」及び議案第81号「工事請負契約の締結について（平成29年度中央第3－1号雨水幹線工事）」の2件の議案につきましても、去る8月4日に入札を執行したそれぞれの工事の工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第82号「工事請負変更契約の締結について（平成28年度（復交）荒浜漁協フィッシャリーナ復旧工事）」につきましては、工事の設計内容の変更に伴う請負金額の増額など、変更契約の必要が生じたので地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第83号「町が行う土地改良事業の計画変更について」につきましては、震災復興畑団地整備事業の事業に関し、10%を超える変更となるため、土地改良法第96条の3第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、予算関係議案についてご説明申し上げます。

議案第84号「平成29年度互理町一般会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億6,941万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ187億3,886万3,000円とするものであります。

初めに、歳出予算についてご説明申し上げます。

2款総務費につきましては、初めに一般管理費において地域コミュニティー活動の拠点となる集会所の整備に関する助成事業になりますが、震災後、世帯数が増加傾向である新町中区、新町南区、駅前西区、駅前東区の4地区において使用する集会施設の建設に対して、被災地域交流拠点施設整備事業補助金2,500万円を追加補正するものであります。

次に、国際交流事業経費におきましては、当初、年度をまたぐ日程で計画しておりました第22回互理町中学生海外派遣事業について、旅行先の行事等の都合上、平成30年3月23日から3月31日までの平成29年度内の日程で実施することとなったことから、委託料285万円を追加補正するとともに、平成30年度予算分として設定していた債務負担行為を廃止するものであります。

続いて新庁舎建設事業費におきましては、工期等の精査の結果、平成29年度分の新庁舎建設事業費が当初予算計上額を下回る見込みであることから、工事費1億

8,540万円を減額補正するものであり、あわせて平成30年度から平成31年度までの債務負担行為を設定するものであります。

以上が総務費の主なものであります。

4款衛生費につきましても、保健福祉センター建設事業費において、役場庁舎と一体で整備する計画の保健福祉センターについて、工期等の精査により平成29年度分の建設工事費6,170万円を減額補正するものであり、あわせて平成30年度から平成31年度までの債務負担行為を設定するものであります。

以上が衛生費の主なものであります。

6款農林水産費につきましては、畜産放射性汚染飼料処理事業費において、1キログラム当たり8,000ベクレル未満の牧草等の放射性物質汚染廃棄物について、亙理名取衛生処理組合ごみ処理施設での混焼処理の見通しが立たないことから、現在保管している農家の負担軽減を図るため、本町単独で牧草地への還元処理、いわゆる「すき込み」処理を実施するための経費として、委託料、使用料及び賃借料等合わせ2,638万7,000円を追加補正するものであります。

以上が農林水産費の主なものであります。

7款商工費につきましては、観光振興経費において、震災後中断している荒浜海水浴場の営業再開を目的に、海流・海底等及び水質調査を実施するための委託料として400万円を追加補正するものであります。

8款土木費につきましては、改良事業費において、社会資本整備総合交付金事業として実施している町道鳥屋崎三丁目線及び板橋一本松線における取付道路設置等の附帯工事費として200万円を追加補正するものであります。

次に、避難道路新設整備事業費において、町道五十刈線整備に係る用地測量及び物件移転補償調査等の委託料1,000万円を追加補正するもののほか、町道橋本堀添線整備事業の実施に当たり、事業期間内に取得が見込めない用地があることなどから、宮城県から事業認定を受けるために必要となる申請図書作成並びに環境予測調査等の委託料2,797万1,000円を追加補正するものであり、事業が2カ年にわたることから、あわせて次年度の債務負担行為を設定するものであります。

さらには、町道荒浜大通線整備における進捗状況を鑑み、工事費1億4,000万円を減額補正し、同額を次年度分の債務負担行為設定とするものであります。

続いて、防災広場整備事業費（公共ゾーン地区）については、沿岸地域及び津波

浸水区域に居住する住民の一時避難所として、公共ゾーン内に災害時の防災拠点として機能する防災広場を整備するものでありますが、平成28年度に基本設計及び実施設計が完了したことから、役場新庁舎及び保健福祉センター建設に合わせて盛り土、植栽及びトイレ等を整備する工事費4,610万円を追加補正するとともに、2カ年事業となることから、次年度の債務負担行為を設定するものであります。

以上が土木費の主なものであります。

10款教育費につきましては、運動場等管理経費において、震災以降仮設住宅建設地として使用していた宮前野球場について、野球場として利用再開するため、前年度より施設の改善に着手しているところでありますが、今年度においては外野フェンス、ベンチ及び倉庫等の改修工事費3,376万円を追加補正するものであります。これにより、宮前野球場の改修は完了する計画であります。

次に、鳥の海陸上競技場内サッカー場整備事業費において、現在整備中である鳥の海公園陸上競技場・野球場が今年度中に完成する予定であります。今後の施設利用の利便性向上を図るため、更衣室等を含む管理棟を建設する計画であることから、実施設計業務委託料700万円及び上下水道管布設工事費300万円を追加補正するものであります。

続いて、防災広場管理経費については、今年4月から供用を開始しているおおくま防災広場及びよしだ防災広場において、マンホールトイレ等の防災用具の保管施設が必要であることから、それぞれ1棟ずつ倉庫を設置する工事費として、合わせて312万円を追加補正するものであります。

以上が教育費の主なものであります。

次に、歳入予算の主なものについてご説明申し上げます。

8款地方特例交付金につきましては、住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するための減収補てん特例交付金1,184万5,000円を追加補正するものであります。

9款地方交付税につきましては、普通交付税の額の確定に伴い5,272万2,000円を追加補正するほか、歳出で説明いたしました避難道路新設・整備事業費の減額補正等に伴い、町負担分に充てるための震災復興特別交付税を5,173万9,000円減額補正するものであります。

13款国庫支出金につきましては、宮城県被災児童生徒就学支援事業補助金の対象

範囲見直しに伴い、スクールバス運行事業に係る補助金が減額となったことから、その代替として新たにへき地児童生徒援助等補助金を活用することとなったため、861万4,000円を追加補正するものであります。

14款県支出金につきましては、総務費県補助金として地域の集会所等建設事業に対する被災地域交流拠点施設整備事業補助金2,500万円を追加補正するもののほか、宮城県被災児童生徒就学支援事業補助金の対象範囲見直しに伴い、教育費県補助金を2,264万2,000円減額補正するものが主なものであります。

16款寄附金につきましては、昨年度に引き続き学校教育施設整備の目的で株式会社コヤマドライビングスクール様より150万円の貴重なご寄附を頂戴いたしました。衷心より御礼申し上げます。

17款繰入金につきましては、役場新庁舎建設事業費が減額になったことなどに伴い、その財源としての庁舎建設基金繰入金を4億868万7,000円減額補正するもののほか、荒浜海水浴場の海流・海底及び水質調査事業の財源として震災復興基金から400万円を繰り入れするもの、さらには避難道路新設・整備事業費の減額補正等に伴い、東日本大震災復興交付金基金繰入金を7,075万円減額補正するものであります。また、今回の補正の調整財源として717万4,000円を財政調整基金から繰り入れするものであります。

20款町債につきましては、臨時財政対策債の借入額の確定に伴い、460万円を追加補正するほか、今年度分の役場新庁舎建設事業に係る財源として、庁舎建設事業債1億6,740万円を追加補正するものであります。

第2表債務負担行為の追加につきましては、歳出でもご説明いたしましたが、役場新庁舎及び保健福祉センター建設事業について平成31年度までの3カ年で事業を実施する計画であることから、建設工事及び設計監理業務委託料について、それぞれ平成30年度から31年度までの限度額を設定するものであります。

また、防災広場整備工事（公共ゾーン地区）、避難道路である町道荒浜大通線道路改良工事及び町道橋本堀添線事業認定環境予測調査業務委託料につきまして、平成30年度までの2カ年で事業を実施する必要があることから、平成30年度における限度額を設定するものであります。

次に、債務負担行為の廃止につきましては、第22回亙理町中学生海外派遣事業が平成29年度中の事業日程に変更となることから、平成30年度分の設定を廃止する

ものであります。

最後に、第3表地方債の追加であります。庁舎建設事業債の借入限度額について追加設定するとともに、地方債の変更につきましては臨時財政対策債借入額の確定に伴い、4億730万円としていた借入限度額を4億1,190万円に変更するものであります。

議案第85号「平成29年度互理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,450万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億4,572万9,000円とするものであります。

歳出につきましては、8款特定保健指導事業費において、栄養士の職員が産休に入ることから、代替となる臨時職員の賃金170万1,000円を追加補正するものであります。

次に、11款諸支出金につきましては、平成28年度に交付を受けた療養給付費負担金及び退職者医療療養給付費交付金の精査に基づく額の確定により、合わせて3,280万3,000円を償還金及び返還金として追加補正するものであります。

歳入につきましては、特定保健指導事業費において臨時職員を雇用する経費の財源として、6款県支出金における財政調整交付金を170万1,000円追加補正するもののほか、平成28年度分療養給付費負担金等の精算に伴う償還金の財源として、9款財政調整基金繰入金3,280万3,000円を追加補正するものであります。

議案第86号「平成29年度互理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ323万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億7,431万5,000円とするものであります。

歳出につきましては、1款総務費の一般管理費において、平成30年度より受益者負担金の管理を委託処理から自前の処理に変更するためのシステム導入費用323万4,000円を追加補正するものであります。

歳入につきましては、4款一般会計繰入金として8,182万5,000円を減額補正するもののほか、5款繰越金8,505万9,000円を追加補正するものであります。

議案第87号「平成29年度互理町介護保険特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万1,000円を追加し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2,399万7,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、歳出における平成28年度分介護給付費負担金等の精査に伴う返還金として2,910万円を追加補正するものと、歳入における繰越金として8万1,000円を追加補正するものであります。歳入歳出差し引きによる歳入不足となるため、歳出における介護給付費準備基金積立金2,901万9,000円を減額補正するものであります。

議案第88号「平成29年度亙理町水道事業会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出につきましては、収入において改良事業費における記載申請額の確定に伴う企業債の増並びに国庫補助金の減を合わせて3万円を増額し、総額を1億9,766万6,000円とするものであります。

支出においては、復興事業による道路改良工事及び下水道工事等の施工状況に伴い、新たな配水管布設工事が必要となったことから4,200万円を増額し、総額を5億1,910万1,000円とするものであります。

予算第5条に定めた記載の目的及び限度額につきましては、配水管整備事業債の起債限度額を1億5,620万円から1億5,850万円に増額するものであります。

最後に報告案件についてご説明申し上げます。

報告第14号「専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）」につきましては、平成29年3月10日に亙理町逢隈地区交流センター駐車場で発生した事故における関係者との和解について、専決事項の指定第2項の規定により平成29年8月7日に専決処分したものであり、地方自治法第180条第2項の規定により議会へ報告するものであります。

報告第15号「平成28年度亙理町健全化判断比率及び資金不足比率について」につきましては、平成19年度決算から財政の健全性を判断する指標として公表が求められておりますが、本町においては、平成28年度におきましても財政健全化法に基づく4指標のいずれもが、国が示す早期健全化基準及び財政再生基準を大きく下回るとともに、資金不足比率についても経営健全化基準を下回り、健全財政を維持しているものであります。

初めに、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、その名称のとおり赤字の状況を比率であらわすものであります。いずれの比率においても黒字と

なっているため、数値としてあわせないものであります。

実質公債費比率につきましては、早期健全化基準25.0%及び財政再生基準35.0%となっておりますが、平成28年度の比率につきましては、平成27年度より1.1ポイント下がり6.0%となったものであります。

将来負担比率につきましても、実質赤字比率、連結実質赤字比率と同様に数値としてあわせないものであり、早期健全化基準である350.0%を大きく下回っているものであります。

次に、資金不足比率につきましては、亘理町公共下水道事業特別会計、わたり温泉鳥の海特別会計、亘理町工業用地等造成事業特別会計の3会計とも資金不足が生じていないため、数値としてあわせないものであります。

報告第16号「平成28年度亘理町水道事業会計の資金不足比率について」につきましては、報告第15号と同じく資金不足が生じていないため、数値としてあわせないものであります。

最後に認定案件についてであります。認定第1号「平成28年度亘理町一般会計歳入歳出決算認定について」につきましては、平成28年度の歳入決算額212億808万1,000円に対し、歳出決算額178億8,378万4,000円となり、歳入歳出差引額は33億2,429万7,000円となったものであります。この歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源である繰越明許費等繰越額12億3,259万7,000円を差し引いた実質収支額は、20億9,170万円の黒字となったものであります。

この認定第1号「平成28年度亘理町一般会計歳入歳出決算認定について」のほか、認定第2号から認定第10号までの各種特別会計歳入歳出決算認定については会計管理者に、また、認定第11号「平成28年度亘理町水道事業会計決算認定について」は上下水道課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

以上、提出議案等についての概要説明を終わりますが、何とぞ慎重ご審議賜りまして、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げます。終わります。

議長（佐藤 實君） 提出議案の説明が終わりました。

日程第5 請願第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める請願書の提出について

議長（佐藤 實君） 日程第5、請願第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める請願書の提出についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 本件に関し、産業建設常任委員長の報告を求めます。

委員長、登壇。

〔産業建設常任委員長 渡邊 健一 君 登壇〕

産業建設常任委員長（渡邊健一君）

平成29年8月24日

亙理町議会

議長 佐藤 實殿

産業建設常任委員会

委員長 渡邊健一

請願審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告いたします。

記

受 理 番 号	請願第2号
受 理 年 月 日	平成29年6月6日
付 託 年 月 日	平成29年6月14日
件 名	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める請願書の提出について
審 査 結 果	不採択とすべきもの
委員会の意見	別紙のとおり
委員会の意見	

本委員会は、平成29年6月14日開会の第11回定例会において付託された、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める請願書について」について、平成29年6月19日に商工観光課から宮城県の最低賃金の現状について説明を求め、7月18日には亙理山元商工会と意見交換を行い、また

8月7日に紹介議員の大槻和弘議員から請願の主旨や願意について質疑・審査を行った。

この請願は、「政府に対し最低賃金の大幅な引き上げ、全国一律最低賃金制度の確立と地域間格差の縮小、中小企業と労働者の社会保険料負担の引き下げ等の支援」について実現を求める意見書である。

最低賃金法は、労働者の生活保障、事業者の経営保護、国民経済の発展を目的としており、生活保障との整合性を考慮することや、賃金の不払いに係る罰則の強化などが定められている。

現在、国が進める経済政策「ニッポン一億総活躍社会プラン」は、最低賃金を年率3%ほど程度の目標として引き上げ、全国加重平均で時給1,000円を目指すことが示されている。平成29年度の中央最低賃金審議会における地域別最低賃金の引き上げ額は、全国平均時給で前年度を25円上回る848円になり、2年連続3%の高い水準で引き上げられ、消費喚起や生活水準の底上げが期待される。今後、経済政策の効果と賃金動向を見きわめていく必要がある。

また、現行の地域別最低賃金制度は、地域ごとの物価水準、労働者の生計費、事業者の支払い能力等を考慮して定められており、全国一律1,000円の引き上げは、人件費を増加させ経営圧迫の恐れがある。

中小企業への支援の拡充について、国は平成26年6月27日に「小規模企業振興法」を制定し、地方公共団体の責務として支援政策を規定している。また、これまで固定資産税等の課税制度の特例や、経営力強化・生産性向上と雇用創出の安定に向けた中小企業・小規模事業者に対する各種の支援措置が用意されている。

社会保険料負担の引き下げは、少子高齢化から保険給付は増加傾向にあり、保険料の負担軽減は一定の理解はできるが、健康保険組合等に必要とする財源を投入することが、厳しい財政の中で税の公平性の観点から議論が必要であり、慎重な対応が求められる。

以上のことから、最低賃金は地域の経済状況が反映されるもので、さまざまな経済動向・指標や生活保障などの関係から議論され、中央最低賃金審議会で決定される。したがって、国の中小企業の経済政策効果や最低賃金の動向を十分見きわめる必要があることから、当委員会においては現時点では本請願には賛同できず「不採択とすべきもの」と決しました。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

まず、原案反対の方の発言を許します。大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 大槻でございます。

請願第2号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める請願書の提出について」を不採択とした委員長報告に反対の立場で討論をいたします。

第1点は、株価上昇や大企業の内部留保がふえる中で、意見書でも述べているように、今や雇用労働者の2人に1人は非正規雇用、年収200万円以下のワーキングプア状態です。労働者の平均賃金は、2000年に比べて10%も減っています。そのような中で、各都道府県の最低賃金審議会で決定された28年度の最低賃金は、宮城県では748円、東京で932円、最低の地方では714円と地域間の格差も大きくなっています。29年度において、宮城県で20円アップにとどまり800円に届きません。亘理町内においても、非正規の賃金は多くが最賃額に小額の上乗せが現実と言えます。

第2点目は、中小企業支援策です。中小企業・小規模事業者向けの金融支援の評価など、支援の拡充をし、最低賃金を引き上げる必要があると考えます。できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ2020年までに全国平均1,000円を目指すという政労使の雇用戦略合意が成立しています。この間の20円前後の引き上げ幅では、到底おぼつかないものであり、先進国では最低賃金がオーストラリアの1,573円を初め1,000円を超え、月額20万円以上が一般的です。

以上により、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出をお願いをし、反対討論とします。

議長（佐藤 實君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 請願書不採択に対する賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

す。

最低賃金については、毎年政労使の代表が協議して見直しの目安を決め、この目安をもとに都道府県ごとの最低賃金が決まっているようでございます。企業が従業員に支払わなければならない最低賃金が、昨年であれば、昨年10月1日から20日にかけて、各都道府県で順次改定されたわけでございます。全国平均で前年度比25円増の823円で、引き上げ幅は日給から時給ベースに切りかわった2002年度以降で過去最大となっております。昨年の改定では、地域ごとに21円から25円引き上げられ、新たな最低賃金は、最も高い東京都で25円増の932円、最も低い宮崎、沖縄両県で21円増の714円、宮城県は22円増の748円と改定されたわけでございます。全ての都道府県で初めて700円を超えたわけでございます。また、本年7月25日でございますが、2017年度の地域別最低賃金の改定について、全国平均の時給を25円引き上げ848円とする目安をまとめたわけでございます。

所得の底上げは着実に進み、消費者心理の改善につながっているのではないかと思います。政府が取りまとめた働き方改革実行計画では、最低賃金が全国加重平均で1,000円に達するよう、年率3%程度の引き上げを打ち出し、2020年までに最低賃金を1,000円に引き上げることを目指しております。2002年度から現在の方式になってから、昨年度最大だった25円と並び、本年も2年連続の3%引き上げとなりました。

このように、最低賃金の引き上げに向けて、中小企業・小規模事業者の生産向上等のための支援や、取引条件の改善も図るとしております。

しかし、一方で中小企業・小規模事業者にとっては、最低賃金の引き上げが人件費を押し上げ、経営圧迫しかねない事態になることは容易に想像できるものでございます。中には、人員、人件費等の削減を進めている会社もあると聞きます。経営が行き詰まり倒産する会社も出てくる。そうしますと、労働者の働き場所がなくなります。そういった可能性も出てくるものと思います。

意見書に、最低賃金の地域間格差の是正、全国一律の改正と金額の大幅な引き上げが必要とありますが、東京首都圏と宮城県や現在一番低い沖縄県、宮崎県のような地方とは、物価水準も違います。ましてや不動産価格等に大きな開きがある現状を見ますと、全国一律の改正や大幅な引き上げは合理性に欠けるのではないかと、このように思うわけでございます。

そういう意味におきまして、現実的には時間のかかる課題であり、これは引き上げの流れが定着するよう、経営者側の努力も必要と、私は考えるものでございます。

よって、本件の最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める請願書不採択に賛成の意見とさせていただきます。

議長（佐藤 實君） ほかに討論はありませんか。

原案反対の方の発言を許します。

次に、原案賛成の方の発言を許します。佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 私は、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める請願書につきまして、不採択とすることに賛成の立場から討論を行いたいと思います。

地域別最低賃金は、中央最低賃金審議会から示されております。引き上げ額の目安を参考にしながら、地方最低賃金審議会におきまして、経済情勢や地域の実情を踏まえ決定されるもので、最低賃金の引き上げについては、中小企業・小規模事業者への大きな影響が出てまいります。そのために、厚生労働省では各種の支援、補助制度が措置されているところでもあります。

本請願の最低賃金を大幅一律1,000円に引き上げることににつきましては、所得がふえるメリットはありますが、しかし、最低賃金で働く人々は低所得者とは限らず、主婦などのパート労働者は扶養との兼ね合いで認定範囲を超えないように働く人が多いわけでありまして、最低賃金を引き上げた場合、所得がふえないよう時間を減らすパート労働者がふえ、結果として人手不足を引き起こすことにもつながってまいります。

また、企業は利潤を追求することを目的としているため、企業が労働者を雇うのは労働者の生産性が賃金を上回っている場合になります。最低賃金が大幅に引き上げられますと、賃金が労働者の生産性を上回る場合が出てきます。そのようなときには、企業は生産調整や雇用調整を行うため、低賃金労働者は解雇などの失業する可能性が考えられます。そして地方においては、最低賃金の大幅引き上げは雇用情勢をさらに悪化させることにもつながってくるのではないかと考えるわけでありまして。

したがって、私は各県地方における経済情勢、物価情勢を踏まえ、最低賃金

が決定されることは大変重要となるわけであります。経済情勢を考慮せず、一律の大幅な引き上げは企業の体力をそぎ、競争力を低下させ、労働者の雇用をも奪ってしまうと考えられることから、本請願の不採択に賛成するものであります。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第2号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める請願書の提出についての件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。起立多数であります。

よって、請願第2号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める請願書の提出についての件は不採択とすることに決定しました。

日程第6 請願第3号 宮城県国民健康保険運営方針案に係る請願書

議長（佐藤 實君） 日程第6、請願第3号 宮城県国民健康保険運営方針案に係る請願書の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 本件に関し、教育福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長、登壇。

〔教育福祉常任委員長 高野 進 君 登壇〕

教育福祉常任委員長（高野 進君） 教育福祉常任委員会から、請願審査の報告をいたします。なお、報告は報告書を読み上げての報告といたします。

平成29年8月21日

亙理町議会

議長 佐藤 實殿

教育福祉常任委員会

委員長 高野 進

請願審査報告書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告いたします。

記

受 理 番 号	請願第3号
受 理 年 月 日	平成29年6月6日
付 託 年 月 日	平成29年6月14日
件 名	宮城県国民健康保険運営方針案に係る請願
審 査 結 果	一部採択とすべきもの
委員会の意見	別紙のとおり
委員会の意見	

平成29年6月14日開催の定例会において、本委員会に付託された宮城県国民健康保険運営方針に係る請願については、平成29年6月15日、健康推進課から現状について説明を求め、平成29年7月25日、請願者である亙理母親連絡会代表佐藤祐子氏と、紹介議員である大槻和弘議員に請願の主旨や願意の内容について説明を求め、質疑・審査を行いました。

審査に当たっては、願意が妥当であり実現の可能性があるか、町の権限、議会の権限事項に属するかを主眼として行った結果、平成30年4月からの国民健康保険（以下「国保」）都道府県単位化に向けて、厚生労働省は事業費納付金及び標準保険料率の仮係数を10月下旬に提示するとしており、それをもとに宮城県が納付金等について試算をして、11月末ごろに市町村に通知し、それを踏まえ、市町村が保険料率を算出することになることから、来年の保険料がどうなるのかさえ、いまだ議論できない状況で、被保険者にとっても暮らしを左右する大変重要な問題となっております。

以上のことから、本委員会としては、請願項目1点目、「県は一刻も早く公表すること」は願意が妥当であると考えますが、請願事項2点目の「拙速な実現はせず、延期も検討すること」については、既に厚生労働省から示された国保制度改

革スケジュールに基づき進められており、町の権限、議会の権限事項に属しない
ものであります。よって、本委員会是一部採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

議長（佐藤 實君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより請願第3号宮城県国民健康保険運営方針案に係る請願書の件を採決いた
します。

この採決は起立により行います。

この請願に対する委員長の報告は一部採択すべきものであります。この請願は委
員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。起立多数であります。

よって、請願第3号宮城県国民健康保険運営方針案に係る請願書の件は一部採
択することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後0時05分 散会

上記会議の経過は、事務局長 渡 辺 壮 一の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 佐 藤 實

署 名 議 員 大 槻 和 弘

署 名 議 員 百 井 いと子